

## 【Ⅰ 法律名の改正】

- 法律名を、職業の安定及び職業生活の充実等、労働施策の総合的な推進に対応するものとする。

## 【Ⅱ 目的規定等の改正】

- 国が、労働に関し、必要な施策を総合的に講ずることにより、経済社会情勢の変化の中で、労働者とその多様な事情に応じた就業ができるようにすることを通じてその有する能力を有効に発揮することができるようにするとともに、労働生産性の向上を図り、もって労働者の職業の安定及び職業生活の充実並びに経済的社会的地位の向上を図るとともに、経済及び社会の発展並びに完全雇用の達成に資することを法の目的とする。(第1条の目的規定を改正)
- 労働者は、その職務の内容及び当該職務に必要な能力等の内容が明らかにされ、並びにそれらを踏まえた評価方法に即した能力等の公正な評価及び当該評価に基づく処遇その他の措置が効果的に実施されることにより、その職業の安定及び職業生活の充実が図られるように配慮されるものとすることを加える。(第3条の基本的理念に追加)

## 【Ⅲ 国の講ずべき施策】

- 国がⅡの目的を達成するため、必要な施策を総合的に講じなければならない事項として、次に掲げるものを規定する。(第4条を改正)
  - ▶ 労働者が仕事と生活の調和を保ちつつその意欲及び能力に応じて就業することができるようにするため、労働時間の短縮その他の労働条件の改善、多様な就業形態の普及、雇用形態又は就業形態の異なる労働者の間の均衡のとれた待遇の確保等に関する施策を充実すること。(追加)
  - ▶ 女性及び子の養育又は家族の介護を行う労働者の職業の安定を図るため、雇用の継続、円滑な再就職の促進、母子家庭の母及び父子家庭の父並びに寡婦の雇用の促進その他のこれらの者の就業を促進するために必要な施策を充実すること。(子の養育・家族介護を行う労働者について追加)
  - ▶ 傷病の治療を受ける労働者等の職業の安定を図るため、雇用の継続、雇用管理の改善及び離職を余儀なくされる労働者の円滑な再就職の促進を図るために必要な施策を充実すること。(追加)

#### 【IV 事業主の責務】

- 事業主は、その雇用する労働者の労働時間の短縮その他の労働条件の改善、雇用形態又は就業形態の異なる労働者の間の均衡のとれた待遇の確保その他の労働者が仕事と生活の調和を保ちつつその意欲及び能力に応じて就業することができる環境の整備に努めなければならないことを規定する。(第6条に追加)

#### 【V 基本方針の策定】(新設)

- 国は、労働者の職業の安定及び職業生活の充実並びに経済的社会的地位の向上を図るための必要な労働に関する施策の基本方針を定めなければならないものとする(閣議決定)。
- 基本方針に定める事項は、労働者の職業の安定等を図ることの意義に関する事項、IIの目的を達成するため国が総合的に講じようとする施策に関する基本的事項等とする。
- 厚生労働大臣は、基本方針の案を作成しようとするときは、あらかじめ、都道府県知事の意見を求めるとともに、労働政策審議会の意見を聴かなければならない。
- 国は、労働に関する施策をめぐる経済社会情勢の変化を勘案し、必要があると認めるときは、基本方針を変更する。
- 厚生労働大臣は、必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、基本方針において定められた施策で、関係行政機関の所管に係るものの実施について、必要な要請をすることができる。

施行期日：公布日施行